

2021年11月12日

各位

会社名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン
ANSELM WONG
(コード：9318 東証第2部)
問合せ先 IR推進執行役員 山内 沙織
(TEL. 03-5534-9614)

(変更)「発行可能株式総数及び決算期(事業年度の末日)の変更並びに定款の一部変更に関するお知らせ」の一部変更について

当社は、2021年5月18日付け東証適時開示「発行可能株式総数及び決算期(事業年度の末日)の変更並びに定款の一部変更に関するお知らせ」(以下、「5月18日付け開示」といいます。)にてお知らせしましたとおり、第101回定時株主総会(具体的な開催日は未定)に、定款の一部変更について付議するとともに、当該変更が承認されることを条件として、発行可能株式総数及び決算期(事業年度の末日)の変更を行うことを決定しておりました。

しかしながら、本日開催の取締役会において、定款の一部変更のうち、発行可能株式総数の変更については予定通り実施し、決算期の変更については中止することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、これに伴い、5月18日付け開示の内容を一部変更いたしますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 決算期の変更を中止する理由

当社は、本日付東証適時開示「第101回定時株主総会の再々延期に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、第101回定時株主総会の開催を再々延期することを決定いたしました。その結果、本定時株主総会を年内に開催することが不可能となり、決算期変更の経過期間として予定していた第102期事業年度(2021年4月1日から2021年12月31日までの9ヵ月決算)の末日である2021年12月31日を経過してしまうことから、本定時株主総会において決算期変更の決議を行うことが不可能となったためであります。

2. 5月18日付け開示の変更の内容

変更の内容は下記の通りです。変更箇所には二重下線を付しております。

【変更前】

1. 発行可能株式総数の変更

(1) 発行可能株式総数変更の理由

将来の事業拡大に備えた機動的な資本政策の実行を可能とするため、発行可能株式総数を拡大するものであります。

(2) 発行可能株式総数変更の内容

現 在：1,889,000,000 株

変更後：5,924,408,492 株

2. 決算期（事業年度の末日）の変更

(1) 決算期変更の理由

現行の当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年としておりますが、海外子会社と決算期を統一するため、事業年度を毎年1月1日から12月31日までの1年に変更することといたしました。

決算期の統一により、親子間の業績のズレが解消され、海外子会社の業績がよりタイムリーに連結決算に反映されることになるため、連結決算数値の精度が向上します。企業活動のグローバル化が進みグループ全体における海外子会社の割合が高くなれば、その効果はより大きなものとなり、株主や投資家などに対する財務報告の観点からも望ましいといえます。また、会社の事業管理においても、連結ベースでの予算策定や業績管理・評価、事業の効率化などの点では、親子間の決算期が統一されている方が望ましいといえます。

(2) 決算期変更の内容

現 在：毎年3月31日

変更後：毎年12月31日

決算期変更の経過期間となる第102期事業年度は、2021年4月1日から2021年12月31日までの9ヵ月決算となる予定です。

(3) 今後の見通し

2021年12月期（第102期）の業績見通しにつきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

① 発行可能株式総数の変更

上記1. の発行可能株式総数の変更に伴い、現行定款第6条に規定される発行可能株式総数を変更するものであります。

② 事業年度の変更

上記2. の決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、定時株主総会の招集時期を毎年3月に、定時株主総会の議決権の基準日を毎年12月31日にそれぞれ変更するとともに、事業年度の変更にかかる経過的な措置として、附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は以下の通りであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,889,000,000株</u>とする。</p> <p>(招 集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>(事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日から翌年3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5,924,408,492株</u>とする。</p> <p>(招 集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年<u>3月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>(事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日から12月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。 2 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u> <u>(第102期事業年度)</u> <u>第38条の規定にかかわらず、第102期事業年度は、2021年4月1日から2021年12月31日までの9ヵ月間とする。なお、本附則は、第102期事業年度の経過をもって、これを削除する。</u></p>

4. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2021年6月(予定)

定款変更の効力発生日

同上

【変更後】

1. 発行可能株式総数の変更

(1) 発行可能株式総数変更の理由

将来の事業拡大に備えた機動的な資本政策の実行を可能とするため、発行可能株式総数を拡大するものであります。

(2) 発行可能株式総数変更の内容

現 在 : 1,889,000,000 株

変更後 : 5,924,408,492 株

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

発行可能株式総数の変更

上記1. の発行可能株式総数の変更に伴い、現行定款第6条に規定される発行可能株式総数を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は以下の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,889,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,924,408,492株</u> とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

未定

定款変更の効力発生日

同上

以 上